【三刀屋斎場利用者の皆様へ】

この名簿は、新型コロナウィルス感染拡大防止対策のため提出していただきたい書類

です。施設利用前に記入し、**火葬許可証と併せて提出**していただくようご協力をお願いします。詳細は以下をご覧ください。

雲南市・飯南町事務組合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **三刀屋斎場利用者名簿**令和　　　年　　　月　　　日　　　三刀屋斎場指定管理者　様　　次のとおり利用者名簿を提出します。利用者の新型コロナウィルスの感染が判明した場合には、遅滞なく指定管理者へ連絡します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用日時 | 令和　　　年　　　月　　　日（　　　）　　　時　　　分～ |
| 代 表 者 | 住　　所 |  |
| 氏　　名 | 他　　名 |
| 電話番号 | ※日中のご連絡先 |

・三刀屋斎場における新型コロナウィルス感染拡大防止対策　　三刀屋斎場では次の対策を実施しています。ご協力をお願いします。1. **感染者遺体の火葬について**

国の「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」及び島根県の「遺体安置及び火葬マニュアル」及び雲南地域葬祭事業連盟（仮称）の取扱いマニュアル※に従い実施する。**２．三刀屋斎場利用者について**（１）三刀屋斎場への立ち入りの制限　　・発熱（37.5℃以上）や強いだるさ、呼吸器症状（咳・呼吸困難等）等を有する者は立ち入りを禁止する。　　・利用者の人数を12名程度に依頼する。　　・感染時に重症化が懸念される高齢者等の利用は極力控えるよう協力要請を行う。（２）その他の事項　　・利用者名簿の提出協力を依頼する。・施設入場時の手洗いまたは消毒及びマスクの常時着用を行う。　　・集団での場内飲食については、禁酒、黙食を条件に飲食を可能とする。**３．三刀屋斎場業務従事者について**（１）健康管理　　・始業時の検温を行い記録する。この時、発熱がある場合は勤務しない。　　・感染防止のための手洗いまたは消毒を行い、手袋、マスク等を着用する。（２）場内管理　　・利用者に対し適正な利用の告知を行う。　　・場内の常時換気及び必要に応じた場内各所の消毒を行う。　※新型コロナウィルス感染拡大の状況によっては対策を変更する場合があります。雲南市・飯南町事務組合　管理者（雲南市長）　 |